

## 少年鑑別所が行う地域援助について

少年鑑別所は、昭和24年1月に施行された現行少年法に基づき、家庭裁判所の審判が予定されている非行少年を収容しながら、その者の「鑑別」を行うことを主な目的に設置された国立の施設です。

以後、非行臨床の専門機関として、長年、非行少年とかかわる中で、少年犯罪や触法行為、素行不良や不登校などに関する幅広い知識や技術を蓄積してきました。

さらに、平成27年6月に施行された少年鑑別所法では、非行臨床の専門機関としての知識・技術を、地域社会における非行や犯罪の防止に役立てるよう「地域援助」を行うことが定められました。そして現在、少年鑑別所は「法務少年支援センター」という看板を掲げ、地域の非行や犯罪を防止する活動を積極的に展開しています。



函館少年鑑別支所では、関係機関・団体からの依頼により、施設見学会を実施しています。お気軽にお問い合わせください。



法務省矯正局

函館少年鑑別支所

〒042-0944  
函館市金堀町6-15  
代表: 0138(51)5652  
外来相談専用: 0138(30)7877  
FAX: 0138(33)2089



## 法務少年支援センターの御案内



法務少年支援センターはこだて

## 地域社会の非行及び 犯罪の防止に向けて

法務少年支援センターは、非行や犯罪、思春期の子どもたちの行動理解などに関する専門的な知識・ノウハウを活用して、児童福祉機関、学校・教育関係機関、NPO等の民間団体等、青少年の健全育成に携わる関係機関・団体の皆さまと連携を図りながら、地域における非行・犯罪の防止に関する活動や、健全育成に関する活動の支援などに取り組んでいます。

全国にある52か所の少年鑑別所が、法務少年支援センターとして機能しており、北海道内では、当センターのほかに、札幌、旭川、釧路でも同様の活動を行っております。



このシンボルマークは、少年鑑別所が「地域とともに、子どもたちの未来、可能性を育てていく」という意味をこめたもので、芽を育て、花ひらくために、いろいろな要素を注ぐということをイメージして、7色のしずくを降らせています。キャッチフレーズは、少年鑑別所が、地域とつながり、連携を深めていくとともに、専門的な知見を地域に還元しようとする姿勢を示しています。

### 事例検討会等への参加

問題行動の見られる子どもとかかわっている機関・団体が、その子どもの行動理解や指導方法などに関する事例検討会などを行う場合に、非行臨床の専門機関としての立場から、行動理解に関する見立てや指導方法についての助言を行います。

### 子どもの能力・性格の調査

機関・団体がかかわっている問題の見られる子どもに、知能検査や性格検査、職業適性検査などを実施し所見を出します。所見はご依頼元である関係機関等にお知らせします。また、ご希望があれば、ご本人や保護者の方にも結果を分かりやすく伝えます。

### 研修会、講演会などへの講師派遣

学校、福祉、医療、更生保護等の機関・団体が主催する研修会、講演会などで、少年非行の最近の動向や青少年を取り巻く社会問題、素行不良の見られる子どもへの対応などについて、分かりやすく説明します。



### 法教育の実施

学校の教員や生徒などに対して、少年事件の手続きの流れなどについて分かりやすく解説します。また、薬物非行など、青少年にかかわりの深い問題にテーマを絞った授業も行います。講師は学校に派遣しますが、少人数であれば、当センターにおいて実施することも可能です。

### 外来相談

問題を抱える子どもやそのご家族の方、学校関係者などからの依頼により、ご本人や保護者の方と直接面談を行ったり、ご本人に心理検査を実施するなどして、心理相談をお受けします。



外来相談のイメージ

### 児童福祉機関における鑑別について

児童自立支援施設や児童養護施設に在所している児童のうち、家庭裁判所の決定により送致された者については、地域援助としてかかわるのではなく、鑑別を行いながら問題点の解明などを進めていきます。少年鑑別所で行った鑑別の結果も参考としますので、心理面へのアプローチや行動理解をより深く行うことが可能となります。